

京情審答申第46号  
平成15年3月26日

京都府教育委員会  
教育長 武田 暹 様

京都府情報公開審査会  
会長 錦織成史

公文書部分公開決定及び非公開決定に係る異議申立て  
に対する決定について（答申）

平成12年11月8日付け2教職第386号で諮問のあった事案について、次の  
とおり答申します。

## 第 1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった部分公開決定及び非公開決定において、実施機関が非公開とした部分のうち、別表に記載する部分については、これを公開すべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 12 年 5 月 24 日、異議申立人は、京都府情報公開条例（昭和 63 年 京都府条例第 17 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、教員採用選考試験（以下「選考試験」という。）に係る別紙 1 の情報に関する公文書の公開を請求した。
- 2 実施機関は、条例第 8 条第 3 項の規定による決定期間の延長を行い、平成 12 年 7 月 24 日、別紙 2 及び 3 の公文書の件名欄のとおり上記請求に対応する公文書を特定の上、決定区分欄のとおり、各々公開決定、部分公開決定及び非公開決定を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成 12 年 9 月 22 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、上記決定のうち別紙 2 に係る決定（以下「本件処分」という。）を不服として、実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

## 第 3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第 4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 公開を求める理由

様々な教育問題が社会問題化する中で、教員の役割等についても社会の関心が高まっている。このような状況の下で、教員の採用は公正に行われているのか、どのような選考基準により、どのような人が教員として採用されているのか、どのような選考試験なのかについても、社会の関心は高まっている。

また、従来から選考試験については、情実採用の風聞が絶えない現状がある。こうした風聞により失われた選考試験への信頼を回復するためにも、採用試験問題や選考基準を公開し、選考試験を公正・公平に行うことが不可欠である。

さらに、旭川学力テスト事件（最高裁・昭和43年（あ）第1614号）の判決に示されているように、教育は国民の信託に基づいて行われるべきものである。この意味からも、実施機関が教員を選考し、採用する業務は、国民の信託を受けた作業であり、その手続や内容は原則として公開されるべきである。

## 2 選考試験の性格について

教員採用は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）によって「選考」によるものと規定されているが、実際の選考試験は、「競争試験」の様相を呈している。

また、実施機関は、選考試験では多様な試験を行い、「総合して判断している」と主張している。しかし、試験問題や評価基準など選考試験に係る情報が公開されていないために、どのように選考試験が行われているのか、公正な選考がされているのかが検証できないことに問題がある。

## 3 試験問題について

平成11年4月9日付け京都府公文書公開審査会答申第32号は、公立学校教員採用選考試験問題（以下「筆記試験問題」という。）について、「このまま放置して、非公開にとどめることは適当でなく、現体制を整備する期間あるいは予算上の問題があるにしても、できるだけ速やかに体制整備を図ることが情報公開の精神からも望ましい」と述べている。

この答申から2年以上が経過している現在にあっても、「いまだ体制整備ができておらず、相応の期間が必要」と述べるのみで、今後の見通しさえ示さない実施機関の態度は不誠実である。

筆記試験問題については、公開しても判定者の客観的判断に影響を与えることはなく、選考試験の事務に支障が生じるとは考えられない。

さらに、面接問題等を公開することで実施機関の判断が左右されたり、受験者の判別が困難になるとは考えられず、情報を公開した上で、誰から見ても公正な判断を行っていくことこそが実施機関の責任である。

## 4 評価方法及び評価基準について

免許状を取得済みの受験者を対象に、人物評価を重視して行う選考であれば、その評価の公正さを情報公開によって証明することは難しくはないはずである。評価方法及び評価基準を公開し、京都府が求める教員像を明らかにす

べきである。

また、不完全ながらも復元問題や受験産業による「傾向と対策」が出回っている状況においては、評価方法及び評価基準を公開したからといって、実施機関の事務事業に支障を来すとは考えられない。

## 5 得点票、得点分布表及び各試験の結果の集計について

選考試験の評価基準や選考方法・選考過程について様々な憶測が生じているのは、実施機関がそれらを非公開としているからである。それらを公開して社会の検証を経ることで、選考試験に対する信頼を回復することが必要である。

受験者数が少なく、公開することで個人が特定され得ると実施機関は主張する。しかし、募集定員があまりに少ないこと自体が根本的問題であって、それを非公開理由とすることは正当でない。また、本件公開請求は、そもそも、受験者の個人情報の公開を求めるものではない。

## 第5 実施機関の説明趣旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

なお、別紙2の非公開部分欄のうち下線を引いた部分の情報については、公開するとの説明が実施機関からあったため、当該部分を除いた説明である。

### 1 選考試験の性格について

公立学校の教員の採用は、いわゆる競争試験ではなく、教育公務員特例法第13条第1項の規定により教育長の選考により行われている。

その理由は、教育公務員には、単に知的要素のみをもってしては、その職の適否は判定できない人格的要素を必要とすること及び教員の資格要件である教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状の取得により、既に一定の能力を有する者であると認められることから、あえて競争試験による必要性が認められないためである。このような法の趣旨に基づいて、本府における選考試験では、実技試験、面接試験等の多様な試験を行い、個々の試験結果を総合して判定しているところである。

### 2 1次面接要領（以下「公文書1」という。）、平成12年度採用試験直前打ち合わせ（職員の氏名に係る部分、業者名及び平成12年度教員採用試験第1次試験（面接）桃山高校会場の3 特別対応部分を除く。以下「公文書2」という。）、平成12年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者の決定及び採用内定について（名簿登載者氏名を除く。以下「公文書3」という。）、実践力総合テスト要領（以下「公文書4」という。）、個人面接要領

(以下「公文書5」という。)及び面接試験技法資料(以下「公文書6」という。)について

面接試験は、受験者の人物評価をする上で最も重要な試験であり、短い面接時間に受験者の態度等によって人物の評価を適格に行う必要がある。

また、実践力総合テストは、受験者の人物評価をする上で、面接試験と並び最も重要な試験であり、受験者の模擬指導の発表や質疑応答を通して、人物の評価を短い時間で的確に行う必要がある。

非公開とした部分は、評価や具体的な質問内容等に係る部分である。評価項目や評価基準は、実施年度ごとに大きく変わるものではなく、これらの内容を公開するとすれば、受験者に対して、事前に評価ポイントを示した上で試験を実施することとなる。また、質問内容等を公開すれば、受験者がこれに準拠して、個々の設問に対する具体的な回答を事前に用意するなど、意図的に偏った受験準備をすることが可能となる。

これらの結果、受験者個人の資質、能力の客観的評価ができなくなることによって、真に教員にふさわしい者とそうでない者との判別が困難となり、公平・公正な評価ができなくなる。

よって、教員採用に係る事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるため、条例第5条第6号に該当すると判断した。

3 平成12年度公立学校教員採用試験第2次試験の実施について(以下「公文書7」という。)

非公開とした部分は、特定教科の実技試験の試験官の職名に係る部分である。職名であってもこれを公開すれば、他の情報と組み合わせることにより試験官としての個人を特定することが可能である。

試験官としての個人が特定されることにより、今後実技試験を行う上で、また、教員採用に係る事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるため、条例第5条第6号に該当すると判断した。

4 平成9年度京都府公立学校教員採用選考第2次試験について(保護者面接官候補者を除く。以下「公文書8」という。)

非公開とした部分は、「昨年度の他府県の面接官登用状況」のうち京都府を除く部分である。

これらの情報は、他の地方公共団体から取得した情報であって、公開することにより、他の地方公共団体との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められ、条例第5条第4号に該当すると判断した。

5 平成12年度京都府公立学校教員採用選考試験問題について(以下「公文

書 9」という。)

最大限の秘匿性が要求される筆記試験問題の作成に当たっては、限られた人員で限られた時間内に膨大な量の問題を作成する必要があり、これを公開すれば、今まで以上に、問題作成委員の精神的・物理的負担が増大することから、問題作成委員の確保が困難となるおそれがある。また、出題が特定の傾向に偏らないことや類似の出題を回避するといった配慮ばかりに気を取られて、受験者の教員としての資質を測るような思い切った問題の作成が困難となる。

よって、公文書 9 を公開することは、教員の採用に係る事務事業に著しい支障が生じるため、条例第 5 条第 6 号に該当すると判断した。

なお、この主張に対しては、体制整備を行うなどの問題作成委員に対する負担の軽減を図り、問題作成委員の確保の困難を解消することに努めるべきであると過去に答申がなされている。

しかしながら、公文書 9 については、いまだ体制が整備された中で作成されたものとは言えず、また、体制整備については、相応の期間が必要であり、現在その方法等について検討を行っている。

このような状況の中で、前述の「問題作成委員の確保が困難になるおそれ」はあると認められるが、小論文の課題及び専門教科のうち専門教養の問題についてのみ、あえて公開している。

これは、公開した部分が、学校や家庭、社会における問題や事象に関する課題を与え、それらへの対処能力を評価するもので、公開することにより京都府が求める教員像を明らかにすることになり、それにふさわしい資質能力を有する人材の確保に資することが認められると判断したためである。また、これらの部分は、日常の教育活動の中で起こりうる一般的な事象や社会事象に関する問題であり、作成に当たって問題作成委員の負担が比較的少ない試験項目であることから公開することとしたものである。

6 12 年度得点票（以下「公文書 10」という。）、12 年度得点分布表総計（以下「公文書 11」という。）及び各試験の結果集計（以下「公文書 12」という。）について

これらを公開することによって、ほぼ正確に選考の過程や方法、重点事項等を知ることができ、選考方法の傾向と対策の受験技術のみに終始する受験者を多く生ぜしめ、正確な総合評価ができなくなるおそれがある。

また、これらを公開すれば、受験者個人への基準の適用や選考方法についての様々な議論や憶測が生じることが予想され、そのことによって実施機関の判断が左右され、総合的な見識に優れた人物が採用できなくなるおそれがあり、選考試験自体への信頼が大きく失墜してしまうことにもなりかねない。

よって、これらの文書は最も慎重な取扱いが要求されるものであり、公開すれば、教員採用に係る事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるため、条例第5条第6号に該当すると判断した。

なお、公文書10及び公文書12においては、受験者数の少ない校種や教科によっては、公開することにより個人が特定され得るものであって、通常他人に知られたくないと望むことが正当であり、条例第5条第1号にも該当するものとして、非公開とした。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、府民に公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーを損なうものや府や国、他の地方公共団体その他これらに類する団体（以下「国等」という。）の事務事業の執行に著しい支障が生じるおそれのあるものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第5条において公開をしないことができる公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

### 2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、公文書8で非公開とした部分については条例第5条第4号、公文書10及び公文書12については条例第5条第1号及び第6号、その他の公文書で非公開とした部分については条例第5条第6号に該当すると説明するので順次検討し、判断する。

なお、実施機関から、別紙2の非公開部分欄のうち下線を引いた部分の情報については公開するとの説明があった。当審査会においても、当該部分を公開することで、教員の採用に係る事務事業に著しい支障が生じるとは考え

られないため、条例第 5 条第 6 号に該当しないと判断する。

( 1 ) 条例第 5 条第 4 号に該当することについて

ア 条例第 5 条第 4 号について

条例第 5 条第 4 号においては、府が国等と協力して行う事務又は府が国等から依頼、協議等を受けた事務に関して作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

イ 公文書 8 に記載された他府県の面接官登用状況について（以下「面接官登用状況」という。）

面接官登用状況は、実施機関の調査に対して、他の地方公共団体から提供された情報である。

実施機関の説明によると、面接官登用状況は、他の地方公共団体においては公開されていないとのことであった。このような情報を、他の地方公共団体の承諾なく、京都府から公開することは、他の地方公共団体との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められる。

したがって、面接官登用状況は、条例第 5 条第 4 号に該当すると認められ、実施機関が非公開とした判断は妥当である。

( 2 ) 条例第 5 条第 6 号に該当することについて

ア 条例第 5 条第 6 号について

条例第 5 条第 6 号においては、府又は国等が行う取締り、監督、立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、許認可その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

イ 公文書 1、公文書 4 及び公文書 5 に記載された評価項目及び評定項目（以下「評価項目等」という。）について

評価項目等には、一次面接、実践力総合テスト及び個人面接における評価の観点に記載されている。



実施機関は、これらの試験の評価項目等を公開すれば、受験生に事前に評価のポイントを知らせた上で試験を実施しなければならず、受験者の本質的な内面について見極めることが困難になり、教員採用に係る事務事業に著しい支障が生じると主張する。

しかしながら、記載されている評価項目等は、この種の面接試験に対して一般的にいわれている注意事項とかけ離れたものではなく、受験生にとって、記載された評価項目等によって評価を受けることは容易に想定できることである。

このような評価項目等を公開したからといって、実施機関の主張するような事務事業の著しい支障が生じるとは考えられない。

したがって、評価項目等は、条例第5条第6号に該当するとは認められず、公開すべきである。

ウ 公文書1、公文書2、公文書3、公文書4及び公文書5に記載された評定区分、判定の基準及び評価項目（以下「評定区分等」という。）について

実施機関は、評定区分等のうち、3段階又は5段階の評価（以下「段階評価」という。）であることは公開できるが、各段階の評価内容については具体的な区分であり、公開すれば公平・公正な評価ができなくなると主張する。

しかしながら、段階評価であることを公開すれば、各段階の評価内容は容易に想定できる。段階評価であることを公開するのであれば、もはや実施機関の主張は成立せず、非公開とする理由はない。

したがって、評定区分等は、条例第5条第6号に該当するとは認められず、公開すべきである。

エ 公文書4及び公文書5に記載された評定票の様式について

評定票の様式には、評価項目等及び評定区分が記載されている。

これらについては、先に判断したとおり、実施機関の主張は認められず、公開すべきであるから、評定票の様式について非公開とすべき理由はない。

したがって、評定票は、条例第5条第6号に該当するとは認められず、公開すべきである。

オ 公文書 1、公文書 2、公文書 4 及び公文書 5 に記載された統一質問、質問例、課題例と関連質問例及び基本質問と関連質問例（以下「各試験の質問例」という。）について

実施機関は、各試験の質問例を公開すると、受験者が理想的な回答を事前に準備することを可能とし、受験者の本質的内面について見抜くことが困難となり、教員の採用に係る事務事業に著しい支障が生じると主張する。

各試験の質問例のうち統一質問は、教員としての基本的な適性判断のため、受験者全員に質問するもので、受験生が容易に想定し又は入手し得る一般的な内容である。また、その趣旨から考えても、既に公開されている採用選考試験問題の小論文及び専門教養と異なるところはない。

よって、公開しても教員の採用に係る事務に著しい支障が生じるとは認められない。

一方、統一質問を除いた各試験の質問例は、より具体的に受験生の適性を判断するため考えられる質問が多数記載されており、これらをどのように選択し、面接を進行するかについては、専門的・技術的要素を含むものである。

よって、これらを公開すれば、受験生が事前に受験準備を行うこと等により、受験生の適性判断が困難となるなど、教員の採用に係る事務に著しい支障が生じると認められる。

したがって、各試験の質問例のうち、公文書 1 及び公文書 2 に記載された統一質問の内容は、条例第 5 条第 6 号に該当するとは認められず公開すべきであるが、その他の質問例は、条例第 5 条第 6 号に該当すると認められ実施機関が非公開とした判断は妥当である。

カ 公文書 2、公文書 4、公文書 5 及び公文書 6 に記載された面接技法、基本質問と関連質問（技法）、質問による引き出し方の例及び適切な評価を行うために（以下「面接技法等」という。）について

実施機関は、面接技法を公開すると、受験者がこれに準拠して意図的に偏った受験準備をすることとなり、受験者の本質的内面について見抜くことが困難となり、教員の採用という事務事業に著しい支障が生じると主張する。

しかし、実施機関が非公開とした内容は、形式的な内容であり、市

販されている面接技法マニュアル等に記載されているような一般的な内容である。また、実施機関が非公開とした内容は、事務事業の執行方法に関する内容である。

受験生が、これらの内容を知っても、何らかの対策が講じられるものではなく、面接技法を公開することによって、受験生の回答内容に影響を与えらるゝとは考えられない。

したがって、面接技法は、条例第5条第6号に該当するとは認められず、公開すべきである。

#### キ 公文書7に記載された実技試験の試験官（以下「試験官」という。）の職種について

実施機関は、試験官が特定されると、試験官に対して様々な圧力がかけられることが想定され、そのような事態となれば、事務事業の公正な執行に著しい支障が生じると主張する。

実施機関の説明によると、実施年度ごとに試験官となる職員に大きな変化はないとのことであった。よって、たとえ過去の試験官に関する情報であっても、実施機関が主張するとおり、今後の選考試験において、試験官に対して様々な圧力がかけられる可能性を否定することはできない。

したがって、試験官の職種は、条例第5条第6号に該当すると認められ、実施機関が非公開とした判断は妥当である。

#### ク 公文書9について

実施機関は、平成12年度の採用選考試験問題については公開のための体制整備がいまだなされていない状態で作成されたものであって、これを公開することによって問題作成者に精神的、物理的負担がかかり、受験者の教員としての資質を測るような思い切った問題作成が困難になると主張する。

しかしながら、実施機関は、平成13年度以降の教員採用選考試験問題については、行政情報資料として府政情報センターに配架し、一般の閲覧に供している。

試験問題の公開のための体制整備がなされたとして、問題を公表している現時点においては、実施機関の主張する事務事業の支障はもはや存在しない。

したがって、公文書 9 は、条例第 5 条第 6 号に該当するとは認められず、公開すべきである。

#### ケ 公文書 10 及び公文書 12 について

実施機関は公文書 10 及び公文書 12 を公開することにより、選考過程や方法及び重点事項を知ることができ、受験技術に終始する受験生を多く生ぜしめ、正確な総合評価ができなくなると主張する。

しかしながら、実施機関は、各試験の配点及び評価方法については、公開をすると説明しており、公文書 10 及び公文書 12 に記載された評価方法は、他の文書において公開されるものである。

したがって、公文書 10 及び公文書 12 を公開したからといって、実施機関の主張する事務事業の支障が生じるとは考えられない。

#### コ 公文書 11 について

実施機関は、公文書 11 を公開することによって、選考過程や方法及び重点事項を知ることができ、受験技術に終始する受験生を多く生ぜしめ、正確な総合評価ができなくなると主張する。

しかしながら、公文書 11 は、受験者の得点を分布表に表しただけのものであって、これを公開することによって、選考過程や方法及び重点事項を知ることができるとは到底考えられない。

したがって、公文書 11 は、条例第 5 条第 6 号に該当するとは認められず、公開すべきである。

### (3) 条例第 5 条第 1 号に該当することについて

公文書 10 及び公文書 12 については、先に判断したとおり、条例第 5 条第 6 号に該当しないが、実施機関は、当該情報は条例第 5 条第 1 号にも該当すると主張するので、これについて検討する。

#### ア 条例第 5 条第 1 号について

条例第 5 条第 1 号においては、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたいくないと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めた

ものである。

#### イ 公文書 10 及び公文書 12 について

公文書 10 及び公文書 12 には、受験者の氏名、受験番号、性別等の個人の属性に関する情報と受験者の得点及び評価が併記されている。これらの情報は、個人が特定され得る情報であって、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

たとえ、受験者の氏名、受験番号等の個人を識別できる情報を部分的に非公開としても、公文書 10 及び公文書 12 に記載されている配列の仕方を考慮すれば、個人の特定可能性は否定できない。よって、公文書 10 及び公文書 12 の記載内容について部分的に公開することは困難であり、様式を除いた内容全体について、条例第 5 条第 1 号に該当すると認められる。

しかしながら、公文書 10 及び公文書 12 の様式については、選考方法・過程について公開を求めるという請求者の請求意図を考慮すると、公開することが妥当である。

### 3 結 論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

< 別表 >

公文書名	公開すべき部分
1次面接要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価項目</li> <li>・ 評定区分（段階評価に係る各段階の評価内容）</li> <li>・ 統一質問</li> </ul>
平成12年度採用試験直前打ち合わせ（職員の氏名に係る部分、業者名及び平成12年度教員採用試験第1次試験（面接）桃山高校会場の3 特別対応部分を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一質問</li> <li>・ 評定区分（段階評価に係る各段階の評価内容）</li> <li>・ 面接技法</li> </ul>
平成12年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者の決定及び採用内定について（名簿登載者氏名を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 判定の基準（段階評価に係る各段階の評価内容）</li> </ul>
実践力総合テスト要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評定票</li> <li>・ 評定項目</li> <li>・ 評定区分（段階評価に係る各段階の評価内容）</li> <li>・ 面接技法</li> </ul>
個人面接要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評定票</li> <li>・ 評定項目</li> <li>・ 評価項目（段階評価に係る各段階の評価内容）</li> <li>・ 面接技法</li> </ul>
面接試験技法資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本質問と関連質問（技法）</li> <li>・ 質問による引き出し方の例</li> <li>・ 適切な評価を行うために</li> </ul>
平成12年度京都府公立学校教員採用選考試験問題	すべて
12年度得点票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式の項目</li> </ul>
12年度得点分布表総計	すべて
各試験の結果の集計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式の項目</li> </ul>

< 別紙 1 >

請求内容一覧

1 募集人数、受験者、採用数

a 教員採用試験の過去3年間（平成10.11.12年）における、校種別・教科別  
募集人数

受験者数（応募人数と実受験者数）[性別・年代別]

一次試験合格者数[性別・年代別]

二次試験合格者数（名簿登載者の人数）[性別・年代別]

名簿登載者数のうち、実際に採用になった者の人数[性別・年代別・講師経験の有無]

実際に採用されたうち、他教科・他校種で採用になった者の人数

名簿登載者数のうち、採用されなかった人数とその理由に関する情報

b 今後の採用見通し

今後の採用数に関連するデータ（教職員の年齢分布、退職見込み数、児童・生徒の予測数等）に関わる情報

学級定員の改善計画や学校週2日制の完全実施の予定など、教職員採用に係ることがらに関する情報

2 2000年度教員採用選考試験

a 一次試験の

筆記試験の全問題（一般教養・教職教養・専門教養・小論文）と模範解答

各試験項目と評価の観点、評価の区分に関する情報

各試験項目の比重の置き方に関する情報

各試験の結果（点数・評価）の集計一覧（集計表・各問の正答率・全体の平均点等）に関する情報

年齢、性別に関する比重の置き方に関する情報

一次の集団面接の内容・運営・評価基準・担当者に関する情報

最終的な総合判定基準に関する情報

最終的な合否判定に関わっている者の役職、人数に関する情報

中・高校以降のクラブ・ボランティアの経験、社会人経験者、一芸に秀でている者等の選考時の考慮に関する情報[クラブ・ボランティア経験等の評価基準]

講師経験者に対する選考時の考慮[面接時に講師経験を確認する目的等]に関する情報

筆記試験問題の作成者の役職と人数、役割に関する情報

選考試験事務全般に関わる者の役職と人数、役割に関する情報

受験年齢制限が34歳になった根拠に関する情報

願書に大学の卒業論文を記入させる理由に関する情報

願書に身長と体重を記入させる理由に関する情報

b 二次試験の

- 実践力総合テストの内容と評価基準、評価区分に関する情報
- すべての実技試験の内容と評価基準、評価の区分に関する情報
- 各試験項目の比重の置き方に関する情報
- 年齢、性別に関する比重の置き方に関する情報
- 各試験の結果の集計一覧
- 面接官の役職と人数に関する情報
- 面接試験での質問内容に関する情報
- 面接試験の評価と評価の区分に関する情報
- 中・高校以降のクラブ・ボランティアの経験、社会人経験者、一芸に秀でている者等の選考時の考慮に関する情報
- 講師経験者に対する選考時の考慮に関する情報
- 最終的な総合判定基準に関する情報
- 最終的な合否判定に関わる者の役職、人数に関する情報
- 一次試験合格者に対する校長、もしくは現場の教職員による具申権に関する情報

c その他

- 今教育に求められている教員像に関する情報
- 選考に関わる議事録、文書、メモ類
- 保護者・スクールカウンセラーを面接官に採用した根拠に関する情報
- 保護者・スクールカウンセラーの面接官の選考方法・基準に関する情報
- 保護者・スクールカウンセラーの面接官の、他の面接官にはない役割に関する情報
- 保護者・スクールカウンセラーの面接官への報酬に関する情報
- 教員採用選考試験と結果についての総括に関する情報

3 臨時教職員の採用

- 臨時教職員の採用基準に関する情報
- 任用時の校長の具申権に関する情報
- 今後の臨時教職員の採用数の見通しや1999年度の講師希望者登録状況に関する情報
- 1999年度の校種・教科・年齢・男女別の常勤・非常勤講師、臨時職員の地域別採用数

4 情報公開に関する方針

- 教員採用試験問題などの公開を提起した文部省の教育職員養成審議会「第3次答申」(平成11年12月10日)に対する見解
- 情報公開に向けた体制づくり、予算等の改善に関する情報
- 2001年度の京都府教員採用試験の問題や採用基準などについての情報公開に関する情報



< 別紙 2 >

公文書公開請求に対する決定状況（異議申立てのあったもの）

公文書の件名	決定区分	非公開部分	別紙 1 該当番号
平成 1 2 年度京都府公立学校教員採用選考第 1 次試験合格者の決定について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第 1 次試験の各試験の配点</u></li> <li>・ <u>判定の基準</u></li> <li>・ <u>判定</u></li> </ul> （条例第 5 条第 6 号）	2 a
1 次面接要領	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価項目</li> <li>・ 評定区分（<u>段階評価部分及び</u>評価内容）</li> <li>・ <u>評価表</u></li> <li>・ 統一質問</li> <li>・ 質問例</li> </ul> （条例第 5 条第 6 号）	2 a
平成 1 2 年度京都府公立学校教員採用選考試験事務（問題作成等）の委嘱について（問題作成者を除く。）	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1 次試験問題の項目及び問題数</u></li> </ul> （条例第 5 条第 6 号）	2 a
平成 1 2 年度採用試験直前打ち合わせ（職員の氏名に係る部分、業者名及び平成 1 2 年度教員採用試験第 1 次試験（面接）桃山高校会場の 3 特別対応部分を除く。）	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一質問</li> <li>・ 評定区分（<u>段階評価部分及び</u>評価内容）</li> <li>・ 面接技法</li> </ul> （条例第 5 条第 6 号）	2 a
平成 1 2 年度公立学校教員採用選考試験第 2 次試験の実施について	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実技試験の試験官の職種</li> </ul> （条例第 5 条第 6 号）	2 b
平成 1 2 年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者の決定及び採用内定について（名簿登載者氏名を除く。）	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第 2 次試験の各試験の配点</u></li> <li>・ 判定の基準（<u>段階評価部分及び</u>評価内容）</li> <li>・ <u>判定</u></li> </ul> （条例第 5 条第 6 号）	2 b
実践力総合テスト要領	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題</li> <li>・ 評定票</li> <li>・ 評定項目</li> <li>・ 評定区分（<u>段階評価部分及び</u>評価内容）</li> <li>・ 課題例と関連質問例</li> <li>・ 面接技法</li> </ul> （条例第 5 条第 6 号）	2 b

公文書の件名	決定区分	非公開部分	別紙 1 該当番号
個人面接要領	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ねらい</u></li> <li>・ 評定票</li> <li>・ <u>質問項目</u></li> <li>・ 評定項目（<u>段階評価部分</u>及び評価内容）</li> <li>・ 評価項目</li> <li>・ 基本質問と関連質問例</li> <li>・ 面接技法 ( 条例第 5 条第 6 号 )</li> </ul>	2 b
平成 9 年度京都府公立学校教員採用選考試験 2 次試験について（保護者面接官候補者を除く。）	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ねらい</u> ( 条例第 5 条第 6 号 )</li> <li>・ 他府県の面接官登用状況 ( 条例第 5 条第 4 号 )</li> </ul>	2 c
面接試験技法資料	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本質問と関連質問（技法）</li> <li>・ 質問による引き出し方の例</li> <li>・ 適切な評価を行うために ( 条例第 5 条第 6 号 )</li> </ul>	2 a 2 b
平成 1 2 年度京都府公立学校教員採用選考試験問題	部分公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小論文及び専門教科のうち専門教養の問題以外 ( 条例第 5 条第 6 号 )</li> </ul>	2 a
1 2 年度得点票	非公開	( 条例第 5 条第 1 , 6 号 )	2 a
1 2 年度得点分布表総計	非公開	( 条例第 5 条第 6 号 )	2 a
各試験の結果の集計	非公開	( 条例第 5 条第 1 , 6 号 )	2 b

なお、非公開部分欄のうち下線を引いた部分の情報については、実施機関から公開するとの説明があったものである。

< 別紙 3 >

公文書公開請求に対する決定状況

公文書の件名	決定区分	非公開部分	別紙1該当番号
平成12年度京都府公立学校教員採用選考試験監督者等の依頼について(監督者氏名を除く。)	公開	/	2 a
平成12年度京都府公立学校教員採用選考試験の実施に係る記者発表について	公開		2 c
平成12年度教員採用選考試験の面接委員に対する報償費に関する支出精算票(控)及び支給受領書(写)(受領者氏名及び印影を除く。)	公開		2 c
平成12年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次試験に係る面接委員及び事務の委嘱について(職員及び面接官の氏名及び氏名が特定される部分を除く。)	公開		2 b
平成12年度京都府公立学校教員採用選考試験監督要領(職員の氏名に係る部分を除く。)	部分公開	・試験日前日連絡先 (条例第5条第1号)	2 a
平成10年度京都府公立学校教員採用振興試験の実施方法等について(スクールカウンセラー配置校等を除く。)	部分公開	・平成10年度教員採用選考試験実施内容全国状況(京都府を除く。) (条例第5条第4号)	2 a 2 c
決定区分		別紙1該当番号	
非公開(不存在等)		2 a 2 b 2 c 3 4	
請求取下げ		1 a 1 b 2 a 3	